

「審判員登録」・「役員会費」について

審判員の皆様へ

令和5年度より登録システムが新しくなります。スムーズな移行にはもうしばらく時間が必要です。
本年度は例年通りの形態で登録業務を行います。下記の要領で登録、登録料の納付をお願いします。

1. 公認審判員制度について

陸上競技の公認審判員の資格を希望する者は、審判講習会を受講し、公認審判員として必要な技術と知識を身につける。公認審判員は、登録会員でなければならない。

さらに、上級の資格取得を希望する者は、下記の要件をクリアした者が取得できる。

【S級】A級取得後10年以上 年齢55歳以上

【A級】B級取得後10年以上

【B級】満18歳以上

【C級】鳥取陸上競技協会独自の審判員

- ・昇格審査 S級は日本陸連 A級は県陸協
- ・資格基準 競技会の審判出席回数 5年間30回以上

2. 審判登録料について

(1)登録料 S級審判員—4,000円 A,B級審判員—3,000円

(2)納入時期 5月7日(日)まで

(3)納入方法 下記の大会時に直接審判部に直接お支払い下さい。

○3地区記録会(4月29日) ○鳥取県選手権(5月6,7日)

3. 役員会費について

(1)会費

会長—50,000円 副会長—15,000円 専務理事—15,000円

常務理事—10,000円 理事—5,000円 監事—5,000円

(2)納入時期 5月7日(日)まで

(3)納入方法 下記の大会時に直接事務局(安本)に直接お支払い下さい。

○鳥取県選手権(5月6,7日)